

2024

# 鈴鹿サーキット 耐久レース共通特別規則書

2024 鈴鹿 4 時間耐久ロードレース<ST600>特別規則書  
2024 年 8 月 2 日(金)~8 月 4 日(日)

2024 JP250 4 時間耐久ロードレース特別規則書  
2024 年 11 月 22 日(金)~11 月 24 日(日)

## 【ご案内】

**鈴鹿 4 時間耐久ロードレース<ST600>、及び JP250 4 時間耐久ロードレースは  
2024 年を最終開催年とし、2025 年より非開催といたします。**

長年ご参加いただきました皆様には深く感謝申し上げます。  
皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

鈴鹿サーキット

## ■目次

### 第1章 共通事項……………P.3

- 第1条 開催場所
- 第2条 参加定員
- 第3条 決勝レース出場台数

### 第2章 参加競技車両・燃料規定……………P.3

- 第4条 参加競技車両
- 第5条 耐久レースの仕様
- 第6条 燃料規定

### 第3章 公式車両検査……………P.3

- 第7条 公式車両検査

### 第4章 ライダー・ピットクルーの登録と変更……………P.4

- 第8条 ライダーの登録と変更
- 第9条 ピットクルーの登録と変更

### 第5章 参加者の遵守事項……………P.4

- 第10条 参加者の遵守事項
- 第11条 負傷時のメディカルセンター受診義務

### 第6章 フラッグポストについて……………P.5

- 第12条 フラッグポストについて

### 第7章 予選方法……………P.5

- 第13条 公式予選

### 第8章 決勝レーススタート……………P.6

- 第14条 スタート手順
- 第15条 ストップ&ゴーペナルティー

### 第9章 走行中の遵守事項……………P.7

- 第16条 停止
- 第17条 走行中の遵守事項
- 第18条 ピットレーン
- 第19条 レースの中立化(ニュートラリゼーション)
- 第20条 ピットイン・ピットストップ・コース外走行
- 第21条 4輪回収車両
- 第22条 ライダー交代
- 第23条 妨害行為

### 第10章 燃料補給……………P.10

- 第24条 レース中における燃料給油
- 第25条 消火器

### 第11章 競技車両修理とピット作業……………P.11

- 第26条 レース中の競技車両修理
- 第27条 ピット作業
- 第28条 ピットサイン

### 第12章 競技の中断……………P.12

- 第29条 競技の中断
- 第30条 レース再開

### 第13章 レースの終了と順位の決定……………P.13

- 第31条 レースの終了と順位の決定
- 第32条 暫定表彰式
- 第33条 入賞車両の検査
- 第34条 レース結果の公表

### 第14章 損害の補償……………P.14

- 第35条 損害の補償

### 第15章 本特別規則の適用と補足……………P.14

- 第36条 本特別規則の解釈
- 第37条 公式通知の発行
- 第38条 本特別規則の施行

## ▼2024 鈴鹿 4 時間耐久ロードレース<ST600>

### 特別規則書

#### 第1章 総則……………P.16

- 第1条 競技会名称
- 第2条 主催者
- 第3条 競技会格式
- 第4条 大会役員
- 第5条 開催スケジュール

#### 第2章 参加申込……………P.16

- 第6条 開催クラス
- 第7条 参加条件
- 第8条 参加料

#### 第3章 参加競技車両……………P.17

- 第9条 参加競技車両

#### 第4章 公式予選……………P.17

- 第10条 公式予選

#### 第5章 賞典……………P.18

- 第11条 賞典

#### 第6章 本規則の適用と補足……………P.18

- 第12条 本特別規則の解釈
- 第13条 公式通知の発行
- 第14条 公式通知の掲示
- 第15条 大会事務局の連絡先
- 第16条 本特別規則の施行

## ▼2024 JP250 4 時間耐久ロードレース

### 特別規則書

#### 第1章 総則……………P.21

- 第1条 競技会名称
- 第2条 主催者
- 第3条 競技会格式
- 第4条 大会役員
- 第5条 開催スケジュール

#### 第2章 参加申込……………P.21

- 第6条 開催クラス
- 第7条 参加条件
- 第8条 参加料・参加申込方法

#### 第3章 参加競技車両……………P.22

- 第9条 参加競技車両

#### 第4章 公式予選……………P.22

- 第10条 公式予選

#### 第5章 ピットストップの最低義務回数……………P.23

- 第11条 ピットストップの最低義務回数

#### 第6章 賞典……………P.23

- 第12条 賞典

#### 第7章 本規則の適用と補足……………P.23

- 第13条 本特別規則の解釈
- 第14条 公式通知の発行
- 第15条 公式通知の掲示
- 第16条 大会事務局の連絡先
- 第17条 本特別規則の施行

## 公 示

鈴鹿サーキットの競技会は一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会(MFJ)公認のもとに国際モーターサイクリズム連盟(FIM)の FIM スポーツコードに基づいて開催される。また以下に定める規則は鈴鹿サーキットにおいて開催される耐久レースの基本となる共通規則である。各レースの規則については本規則を満たした上、各レースの特別規則を満たすことが条件となる。

### 第 1 章 共通事項

#### 第 1 条 開催場所

鈴鹿サーキット レーシングコース 1 周 5.821km のクローズドコース(時計回り)

#### 第 2 条 参加定員

参加定員は 65 台とする。

参加定員に達した場合、当初の申し込み期間であっても参加受付を締め切る場合がある。

#### 第 3 条 決勝レース出場台数

決勝レース最大出場台数は 65 台とする。

### 第 2 章 参加競技車両・燃料規定

#### 第 4 条 参加競技車両

各クラスの参加競技車両は、MFJ 国内競技規則の各クラス技術仕様及び、鈴鹿サーキットロードレース車両規定に定められる競技車両とする。

#### 第 5 条 耐久レースの仕様

- 5-1 参戦費用抑制のため、MFJ 国内競技規則 付則 12 耐久レースの仕様は適用しない。
- 5-2 フューエルフィルターキャップのロック及び開閉機構を公認時から変更することは禁止される。

#### 第 6 条 燃料規定

- 6-1 燃料は MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 13-11 に基づき規制され、施設内給油所にて発行されるガソリン購入証明ステッカーを競技車両仕様書に貼付し提出すること。(購入日より 14 日間有効とする。)
- 6-2 ガソリン購入証明ステッカー提出期限は、公式車両検査終了までとする。やむを得ず公式車両検査までに提出できない場合は、当該レース公式予選開始時までに車検オフィシャルに提出すること。
- 6-3 (1) 施設内給油所は、下記使用のガソリンを提供する。

※2023 年 12 月現在

銘柄	ハイオクガソリン	レギュラーガソリン
鉛分	無加鉛	無加鉛
オクタン価 (リサーチ法)	100.0	90.4
密度 (15℃)	0.7347g/cm <sup>3</sup>	0.7226g/cm <sup>3</sup>

- (2) 各銘柄を混ぜて使用してはならない。前回使用したガソリンが混ざることのないように注意すること。
- (3) 供給場所：B パドック入口
- (4) 消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。

### 第 3 章 公式車両検査

#### 第 7 条 公式車両検査

- 7-1 公式車両検査はタイムテーブルに従って車両検査場にて行われる。アンダーカウルを取り外した状態で、競技車両とアンダーカウルの検査を受けること。
- 7-2 タイムテーブルに示された時間内に、必ず公式車両検査を受けなければならない。これ以降の検査は大会審査委員会が特別に認めた場合以外は行わない。また公式車両検査には、登録された全ライダーが立ち合わなければならない。

- 7-3 公式車両検査では、下記のものを持ち込むこと。  
**(1) ヘルメット [リムーバー含む]、レーシングスーツ、胸部・脊柱プロテクション、ブーツ、グローブ、エアバッグ式プロテクション [装着ライダーのみ]**
- (2) 競技車両
- (3) 競技車両仕様書 (ガソリン購入証明ステッカー貼付済)
- 7-4 ピットクルーが公式車両検査に同行する場合は、2名までに限定される。
- 7-5 規則または安全上出場が不適当と判断された競技車両は、一切の走行を拒否される。
- 7-6 競技車両の音量測定、燃料タンクの容量チェックを行う場合がある。日時・場所は公式通知にて示される。
- 7-7 海外からの参戦ライダーの装備(ヘルメット、レーシングスーツ)は参戦ライダー母国の安全基準を満たす装備であれば使用を認める。

## **第4章 ライダー・ピットクルーの登録と変更**

### **第8条 ライダーの登録と変更**

- 8-1 補欠ライダーの登録
  - (1) 補欠ライダーを1名登録することができるが、当該クラスに出場可能な資格保持者に限られる。
  - (2) 登録は**参加申込期間のみ可能**とする。ただし競技中の負傷等やむを得ない場合、審査委員会の同意を得た上で参加申込期間後に登録することができる。
- 8-2 **ライダー変更は補欠ライダーとして登録しているものに限り、認められる。**
- 8-3 公式予選開始前に登録ライダーが負傷等のやむを得ない理由で出場できない場合、医師の診断書を添え大会事務局に申し出ること。審査委員会の同意を得た場合のみ変更が認められる。
- 8-4 決勝レースに出場する登録ライダーの変更は、公式予選中にライダーの負傷等やむを得ない理由があると認められたときだけ大会事務局に申し出て、審査委員会の同意を得た場合のみ認められる。  
変更申請期限は決勝レース前の最終走行終了後30分以内とする。  
ただし、当該週のフリー走行もしくは特別スポーツ走行で最低1周の周回を記録し、そのタイムが各レースの公式予選基準タイムを上回っている必要がある。

### **第9条 ピットクルーの登録と変更**

- 9-1 1チームに対してピットクルーは、参加申込時に登録された1～5名が認められる。(最低1名必須)  
**登録するピットクルーは16歳以上でなければならない。**
- 9-2 複数チームにまたがって作業をするピットクルーがいる場合、参加申込時に、作業を行うそれぞれのチームにピットクルーとして登録すること。**なお、1チームに対しピットクルーが1名登録の場合、その当該ピットクルーの他チームへの重複登録は他のクラスであっても不可とする。また、ライダーとして登録されている者(他チームのライダー・補欠ライダーも含む)をピットクルーとして登録することはできない。**
- 9-3 ピットクルーは、当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを所持していること。
- 9-4 参加申込期間終了後、ピットクルーを追加登録することはできない。ただし、選手受付までに限り、登録されている者を別の者に変更することができる**(変更料不要)**。
- 9-5 ピットクルーが海外からの参加者である場合はMFJライセンスを所持していなくてもよい。  
ただし、16歳以上であることを条件とする。
- 9-6 未登録のピットクルーに対してMS共済会等などの補償は行われぬ。

## **第5章 参加者の遵守事項**

### **第10条 参加者の遵守事項**

- 10-1 明朗かつ公正に行動し言動を慎み、スポーツマンシップに則ったマナーを保つこと。
- 10-2 競技会期間中、競技役員への指示に従うこと。
- 10-3 主催者や競技役員・審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 10-4 参加者は自身の行動はもちろん、チーム員全員の行動について責任をもつこと。
- 10-5 遵守事項違反の判定に対する抗議は受付られず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が科され、重大な違反行為を行ったライダーは失格となる。
- 10-6 参加者は、ピット・パドック内に保管するガソリンの管理に責任を持たなければならない。

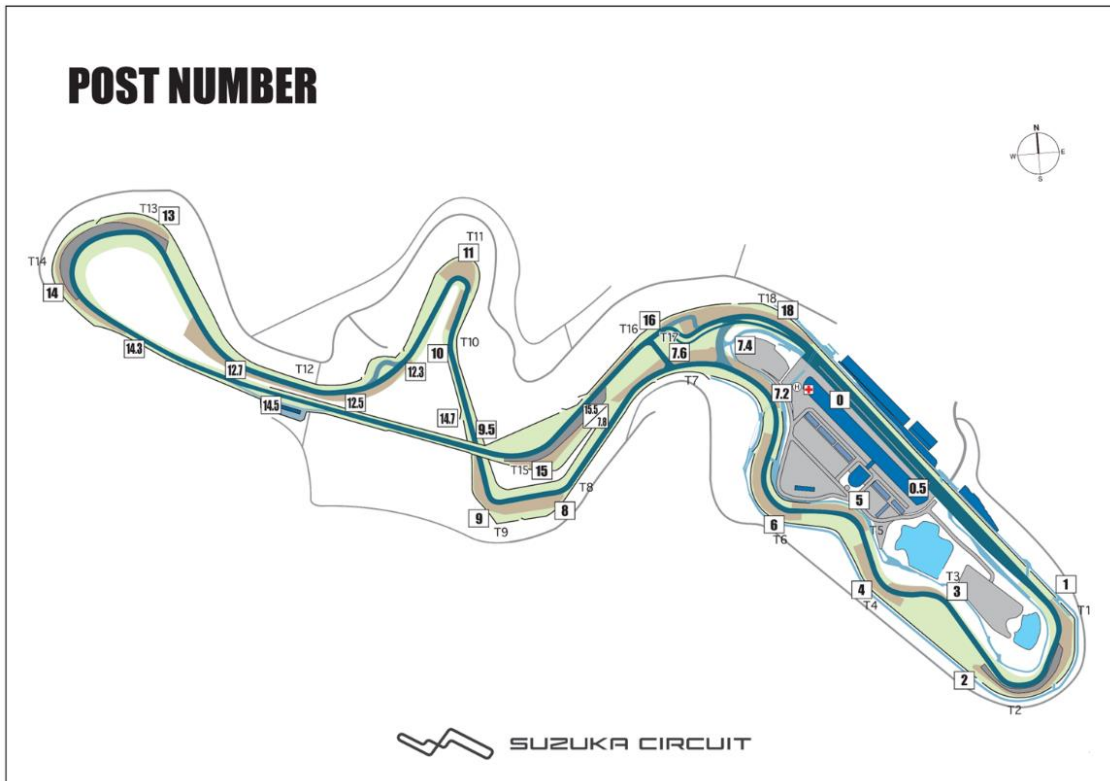
## 第 11 条 負傷時のメディカルセンター受診義務

負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内メディカルセンターにて診断を受けること。  
受診していない場合は、MS 共済会の適用から除外される場合がある。

## 第 6 章 フラッグポストについて

### 第 12 条 フラッグポストについて

- 12-1 下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン 1 周目の際に必ず位置を確認すること。  
フルコースレース : 0~18 ポスト (計 29 箇所)
- 12-2 ダブルチェッカー防止のため、走行終了時にチェッカー旗提示後、コントロールラインを最初に通過したライダーに合わせて、各ポストで黄旗の 1 本静止が提示される。



## 第 7 章 予選方法

### 第 13 条 公式予選

- 13-1 公式予選
- (1) 予選グループ分けが必要な場合、ゼッケン順に ABAB... と振り分ける。
  - (2) 各ライダーの公式予選義務周回数は 1 周とする。
  - (3) 全車停止の合図がなされた後の再開は、ピットレーンのシグナルの指示に従ってコースインすること。
  - (4) 各レースの予選通過基準タイムは、各レースの特別規則書にて示す。
- 13-2 予選順位を決定するために用いられるタイムは、各チームの登録ライダーが公式予選で記録したベストラップタイムの平均とする。平均タイムが同じ場合は、ライダー個人のタイムを比較して、速いタイムを出したライダーの所属するチームが上位となる。
- 13-3 ウェイティング資格を有するチームは嘆願書を提出したチームの中で公式予選暫定結果での上位 3 チームまでとする。嘆願書提出は公式予選暫定結果発表後 30 分以内に大会事務局にて申請すること。
- 13-4 天候などの理由により公式予選がキャンセルされた場合はスターティンググリッドの決定に当該週のフリー走行 (特別スポーツ走行) の結果を採用する場合がある。
- 13-5 ただし決勝レースもキャンセルされた場合、賞典の贈呈はされない。

## 第 8 章 決勝レーススタート

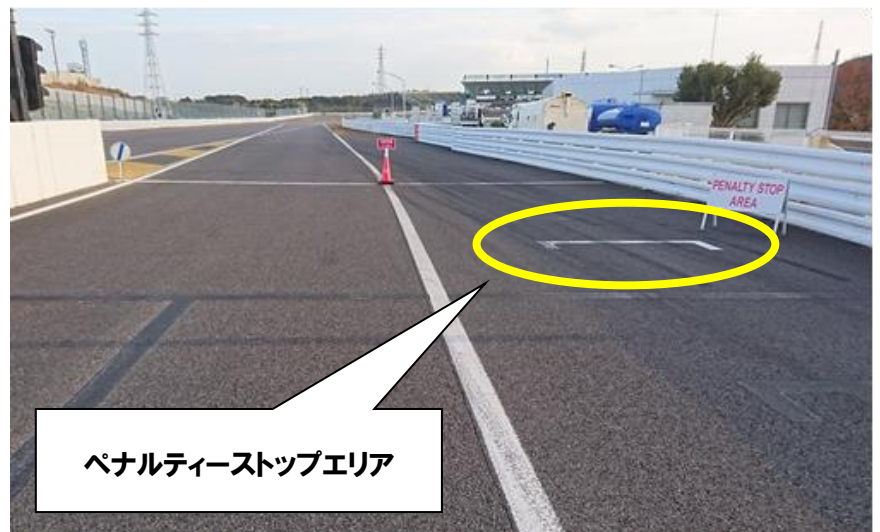
### 第 14 条 スタート手順

- 14-1 スタート方法は、国旗の提示によるル・マン式スタートとする。  
天候、その他の状況によりスタート方法を変更する場合がある。
- 14-2 各ライダーのスタート位置はスターティンググリッド順とし、全車同時にスタートするものとする。
- 14-3 スタートライダーは原則として Rider BLUE とするが、変更を希望する場合は公式予選終了後 30 分以内に指定された方法で大会事務局へ申告すること。スタートライダーを変更した場合も腕章は変更しないこと。
- 14-4 サイティングラップは 1 周とし、サイティングラップ終了後にグリッドに戻った各ライダーはオフィシャルが赤旗 2 本を静止提示している最後尾グリッド付近にて、一旦停止しエンジンを切らなければならない。  
その後、各競技車両をチーム員が押し歩いて指定グリッドに着くこと。指定グリッドまで移動する際、ライダーは降車しても、乗車したまま移動しても良い。
- 14-5 整列した競技車両は、エンジンウォーミングアップ開始の表示までエンジンの始動を禁止する。
- 14-6 競技車両はル・マン式グリッドに整列し、スタートライダーは反対側(グランドスタンド側)の点に向かい、スタートの合図があるまで競技車両に移動してはならない。  
スタート直前に片足は点(ドット)にあること。
- 14-7 **控えのライダー 1 名(補欠ライダー除く)は、ヘルメットとレーシングスーツ及びライディングブーツを着用し、競技車両の後尾を支え待機する。また他のチーム員はピット内に退避しなければならない。**  
このときまで、競技車両の整備を行うメカニックの人数は制限しない。
- 14-8 **エアバッグ式プロテクション装着者補助の為、ピットクルーへ登録かつスタート補助申請にて申請した 1 名の待機を認める。待機要員はエアバッグのワイヤー接続作業のみ認められる。他の作業は一切認めない。**  
**なお、服装は長袖・長ズボン・シューズおよび 2 輪用ヘルメットを着用し、選手受付時配布のエアバッグ補助者用腕章を必ず装着すること。**
- 14-9 グリッド上でタイヤウォーマーのためのジェネレーターを使用しても良い。ジェネレーターの使用については、MFJ 国内競技規則 付則 4 ロードレース競技規則 17-4-4 に準ずる。
- 14-10 エンジンは、ライダーが単独で競技車両に装備されているスタート装置(セル・スターター)を使用して始動させなければならない。スタート時に押しがけ、あるいは他人の協力を得て始動させることは合図があるまで禁止される。これに違反した場合は罰則が科せられる。
- 14-11 全車スタート後フラッグマーシャルが「PUSH」ボードを提示した後、控えライダーによる押しがけスタートが許される。  
提示箇所はコントロールラインのフラッグ台及びスタートラインのフラッグ台とする。
- 14-12 **エンジンが始動しない場合、ピットレーンへ移動し、メカニックの作業をうけて再スタートすることができる。**
- 14-13 スタート進行の詳細は、別途提示する。

## 第15条 ストップ&ゴーペナルティー

- 15-1 スタート手順違反(ジャンプスタート含む)と判断された場合、ストップ&ゴーペナルティーが科される。当該ライダーはピットインし、ピットレーン出口手前右側のペナルティーストップエリアで一旦停止すること。
- 15-2 当該ライダーには、「STOP」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード(下記参照)をコントロールラインのフラッグ台(0ポスト)にて提示する。また、14.5ポストでも一体型ボードが提示されるが、これは3回の提示回数にはカウントしない。
- 15-3 3回目の提示を受けた周にピットインせず、ペナルティーを履行しない場合、当該ライダーは失格とする。
- 15-4 同時に複数の違反が発生した場合、予選タイムが速いライダーからペナルティーの指示を出す。
- 15-5 ストップ&ゴーペナルティーの際は、途中ピットボックス等に停車することなくペナルティーを受けなければならない。これに違反した場合、再度ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。
- 15-6 ストップ&ゴーペナルティーは、当該ライダーのピットクルーにもボードによって通告される。判定に対する抗議は一切受け付けられない。
- 15-7 スタート手順違反以外に於いてもストップ&ゴーペナルティー科すことがある。

一体型ボード(例)



## 第9章 走行中の遵守事項

### 第16条 停止

- 16-1 コース内で停止する場合には、ただちに競技車両をコースの脇によせ、他のライダーの邪魔にならないように十分注意しなければならない。
- 16-2 コース内で競技車両をコースの進行方向と逆に移動させてはならない。ただし、オフィシャルの指示がある場合はこの限りではない。
- 16-3 事故または故障などによってリタイアする場合、その地点からもっとも近いオフィシャルに報告し、リタイア届を提出しなければならない。
- 16-4 ライダーは競技車両を走行が終了するまでオフィシャルの管理下におかななければならない。ただし、走行に支障のない地点への競技車両の移動を指示された場合、これに従わなければならない。

### 第17条 走行中の遵守事項

- 17-1 走行中、ライダーは必ず腕章を両腕上部に着用しなければならない。

Rider BLUE	青色
Rider YELLOW	黄色
補欠ライダー	赤色

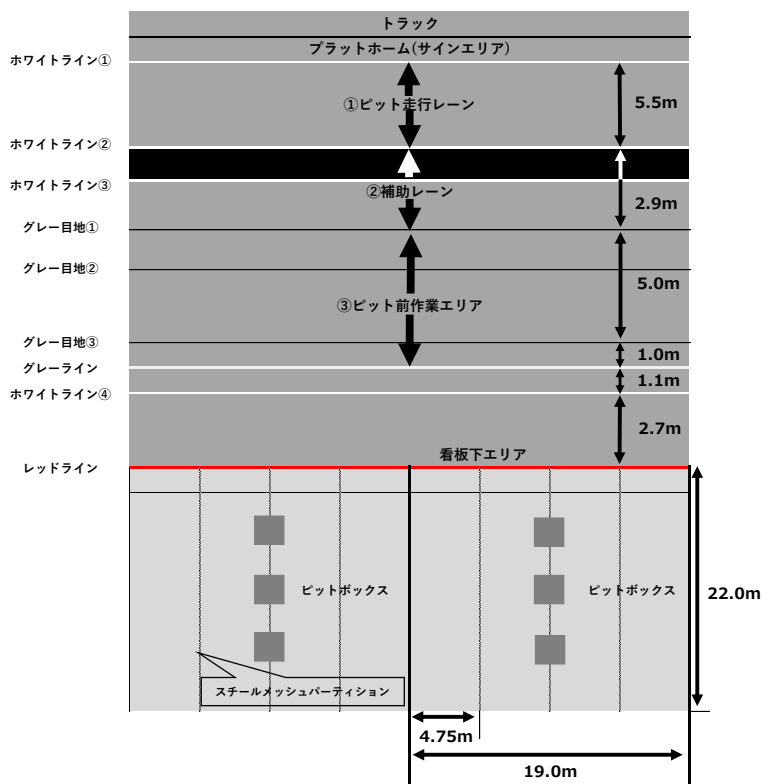
※8-3、4に従いライダーの変更を申請した場合は、申請後の構成に則った腕章を装着すること。
- 17-2 走行中、燃料補給前に燃料キャップを開けながら走行してはならない。
- 17-3 燃料タンクフィルターキャップにキー又は工具をさした状態での走行は禁止される。



## 第18条 ピットレーン

18-1 ピットボックス前の部分（ピットレーン）は次の3つに区分される。

- ①ピット走行レーン…ピットインおよびピットアウト専用の区域であり、徐行すること。
- ②補助レーン…ファストレーンから作業エリア（又はその逆）へ移動する時に通過する区域。
- ③ピット前作業エリア…ピット作業のための部分であり、競技停車を行う区域。



18-2 ピットレーンの安全を確保する目的で大会期間中を通じて制限速度を 60km/h とする。違反した場合は罰則を科す。決勝レース時に違反した場合の罰則は、違反 1 回に対してストップ&ゴーペナルティー1 回とする。このスピード制限に違反した場合、ストップ&ゴーペナルティーの手順が繰り返される。ただし、レース終了までにストップ&ゴーペナルティーが履行できない場合、競技結果にタイムを加算する場合がある。

18-3 ピットレーン出口シグナルライトでレッドライトが点灯している際はコースインしてはならず、グリーンライトが点灯によりコースインすることが出来る。無灯やブルーライトの点滅の場合は緑灯と同様に扱う。

## 第 19 条 レースの中立化(ニュートラリゼーション)

- 19-1 オレンジライトが点滅した 2 台の“セーフティーカー”が「T1(第 1 コーナー)手前」と「T11(ヘアピンカーブ)過ぎ」から同時にコース上に導入される。この瞬間から、オブザベーションポストには“SC”ボードと黄旗振動表示され、全ての競技車両は、“セーフティーカー”を先頭に追い越すことなく一列に並ばなければならない。なお、隊列を維持することが困難となった場合、手を挙げるなど後方へ合図を行ってから列を離れること。
- 19-2 “セーフティーカー”が介入している間、競技車両はピットインしてもよい。ピットストップした後の各ライダーはピットレーン出口に 1 列に整列する。ピットレーン出口のグリーンライトが点灯された時点でコースに復帰することができる。“セーフティーカー”の後ろに並んだ競技車両群の最後尾の競技車両がピットレーン出口横を通過した後、10 秒間のみピットレーン出口のグリーンライトが点灯し、コースインが可能となる。コースインできなかったライダーは次のグループを待たなくてはならない。
- 19-3 競技監督が、“セーフティーカー”の呼び戻しを決定した後、“セーフティーカー”は次のセーフティーカーポスト付近でオレンジライトを消灯する。
- 19-4 2 台の“セーフティーカー”の内、前車は「T9(デグナーカーブ 2)」を通過後右側のセーフティゾーンへ退避し、後車は「T18(最終コーナー)」より 4 輪ピットロードへ入る。全てのオブザベーションポストで掲示されている黄旗と「SC」ボードは、セーフティーカーがコースから退去した時点で一齐に撤去され、レース状態に戻る。“セーフティーカー”が導入されている間の周回数も、レース周回数として計算される。
- 19-5 “セーフティーカー”の呼び戻しを決定した周回中にコース状況等に大きな変化があり、再開を延期する場合、セーフティーカーは再度オレンジライトを点滅し、ニュートラリゼーションを継続する。オブザベーションポストの“SC”ボードと黄旗振動表示は提示されたままとする。
- 19-6 大会期間中にニュートラリゼーションの練習が行なわれる場合がある。

## 第 20 条 ピットイン・ピットストップ・コース外走行

- 20-1 全ての競技車両はピットに戻る際、ピットイン専用路を使用しなければならない。
- 20-2 ピットインする場合、T15 (130R) より走行ラインをコース右端に取り、手もしくは足でピットインの合図を行なった後、安全を確認してピットイン専用路へ進入すること。  
ピットレーンではファストレーンを走行し、補助レーン・作業エリアの走行は極力短くするよう努めること。
- 20-3 事故または故障等で、コース途中よりランオフエリアをピットまで競技車両を押し戻す場合、オフィシャルの指示に従わなければならない。  
※コース脇で競技車両を押し移動している場合、各ポストで「PUSH」ボードを提示する。
- 20-4 燃料補給又はライダー交代のためにピットストップした時は、必ずエンジンを停止しなければならない。
- 20-5 規定外の場所からのピットイン  
(1)転倒等により競技車両が破損しオフィシャルによりコース周回が危険と判断された場合、オフィシャルの指示・管理下に限り、下記規定外の場所からのピットインを救済措置として認められる。  
①T16(最終シケイン 1)から最終コーナー付近  
②東ショートカット  
③ピットレーン出口側  
④東コース内パドックイン  
⑤4 輪サービスカーによる回収  
**ただし、②～⑤に関しては当該周無効とする。**  
上記規定外の場所からピットインした場合またはオフィシャルの指示管理下以外でピットインした場合は下記罰則が科される。  
・公式予選：当該周(ショートカットした周)を無効、当該ライダーはそれ以降の予選出走は不可。  
・決勝レース：当該周(ショートカットした周)を無効、**2 周減算**とする。
- (2)専用路以外からのピットインをするライダーは、必ずオフィシャルを確認を行ってからピットインすること。  
オフィシャルの指示を得ずに専用路以外からピットインした場合は、罰則が科される場合がある。
- (3)規定のコースおよびピットイン専用路を走るライダーが優先される。規定外の場所からピットインを行う場合、コースおよびピットイン専用路合流の際、安全確認を行うこと。
- (4)ピットレーン出口からピットレーンを逆行してピットインする際、オフィシャルの指示に従い、競技車両を押し戻すこと。自走は一切禁止される。
- (5)転倒等により破損しピットインした競技車両は、再コースイン前にオフィシャルがチェックを行う場合がある。  
競技車両のチェックにより再コースインが不適当と判断された場合、再コースインは禁止される。

- 20-6 シケイン直進によるショートカット、コーナーオーバーラン等、コース外を走行し復帰をする際、当該ライダーが有利となるショートカットなど。  
(1)コーナーオーバーランまたは転倒後は、安全確認を行なった後にコース復帰すること。  
(2)(1)の違反により当該ライダーに優位性が発生した場合、以下の罰則を科される場合がある。  
・公式予選：当該ラップタイムの抹消。  
・決勝レース：審査委員会の裁定による。  
ただし、T16（最終シケイン 1）から最終コーナー付近で転倒した場合のみ安全の為、ピットロードへショートカットして自ピットで点検することを条件に、罰則は科さない。

#### 第 21 条 4 輪回収車両(以下サービスカー)

- 21-1 2 台のサービスカーがコース上に配置される。  
21-2 決勝レース時、転倒やトラブル等で競技車両を押してピットまで戻ってくる際、T9（デグナーカーブ 2）左側・T11（ヘアピンカーブ）～T12a（200R シケイン）右側開口部・T14（スプーン 2）～T15（130R）右側 14.5 ポスト（西コースコントロールタワー）の 3 か所より、サービスカーでパドック（ヘリポート付近）に戻ることができる。  
21-3 該当チームのチーム員はヘリポート付近で待機し、ピットまで競技車両・ライダー共に戻すこと。複数台の競技車両が回収を適用されるときはオフィシャルが回収する順番を決める。  
21-4 回収する順番の抗議は一切受け付けられない。また、この回収での周回数減算などの罰則はない。

#### 第 22 条 ライダー交代

- 22-1 燃料補給時、必ずライダー交代を行わなければならない。  
22-2 チーム代表者はライダー交代を速やかにオフィシャルに届けなければならない。

#### 第 23 条 妨害行為

- 23-1 競技中、ライダーは故意に他の競技車両の走行を妨害してはならない。  
また、明らかに重大事故の発生が予測できる危険な行為を行ってはならない。  
23-2 グランドスタンド前の直線部分、および T14(スプーン 2)から T15(130R)までの直線部分では、追い越す目的の場合を除いて、走行車線の進路変更をしてはならない。  
23-3 本規則第 23 条の判定に対する抗議は受け付けられず、違反者に対しては大会審査委員会が決定する罰則が適用され、重大な違反行為を行なったライダーは失格とされる。

## 第 10 章 燃料補給

#### 第 24 条 レース中における燃料補給

- 24-1 燃料補給は一般市販の金属製携行缶またはハンディタイプの金属製落差式燃料補給装置からの補給方法で行うこと。  
24-2 燃料補給装置は補給監査委員に許可を受けることとし、許可を受けた燃料補給装置を使用すること。  
なお、燃料補給装置の給油パイプエンドは円筒状とし、口径は内径 25Φ（25mm）までとする。  
24-3 フューエルフィルターキャップの改造を伴う、いわゆる「クイックチャージ」は禁止される。  
24-4 燃料タンク形状、燃料タンクフィルターキャップ開閉機構を公認時から変更することは禁止される。  
24-5 燃料は競技車両に固定されたひとつのタンクに入れられるものとする。シートタンク、補助タンクは禁止する。  
また、燃料補給のために簡単に脱着出来る取り替えタンクを使用することは禁止する。  
24-6 燃料補給は、競技車両がスタンドによって完全に支持された状況の下で行わなければならない。  
24-7 燃料補給作業またはその他全ての介入作業は、当該チームに割り当てられたピットでのみ行うことができる。  
**また、燃料補給作業について当該チームに割り当てられたピットのピット前作業エリアでのみ行うことができる。**  
24-8 燃料補給を行う場合、当該チームのピットクルー 1 名が立ち会い、チーム監督は補給監査委員に 1 ラップ前に燃料補給の届出をすることを必要とする。  
24-9 燃料補給は、他の作業全てが終了し、ライダーが競技車両を再スタートさせる前に行わなければならない。  
24-10 燃料補給中は、それ以外のすべての作業は禁止され、ライダー競技車両に乗車してはならず、タイヤウォーマーの使用も認められない。  
24-11 燃料補給中、ピットクルー 1 名は必ず消火器を持って作業中待機していなければならない。  
また、こぼれた液体類は必ず拭きとらなければならない。  
(消火器容量等については、第 25 条 消火器規定参照のこと)

- 24-12 燃料補給時には、補給作業に携わる全員(補給用具を接続している要員と、消火器待機要員の最低2名)が眼の保護具ならびに適切な防火服を着用することを義務付ける。ここでいう眼の保護具とは、シールド付きフルフェイスヘルメット又は一般にいわれるゴーグルタイプの物とし、モトクロス用やスキー用のゴーグルの使用は認められるが、眼鏡タイプ(サングラス等)の使用は認められない(フルフェイスヘルメットを着用する場合は必ずシールドを下ろすこと)。  
また、適切な防火服とはノーマックス製あるいはそれと同等以上の防災加工を施してある長袖・長ズボンの服(4輪用レーシングスーツや耐火型作業ツナギ等)を強く推奨するが、最低限コットン100%の燃料補給作業服に防水スプレー類で処理したものを使用すること。着用する靴は肌が露出するサンダル等は禁止される。グローブは、最低限皮製グローブの着用が義務付けられる(ノーマックス製、またはそれと同等以上の耐火性能を持つものが望ましい。ライダー用グローブ・作業用軍手は禁止とする)。ライダースーツによる燃料補給作業は行えない。
- 24-13 燃料補給時、消火器待機要員は消火器の安全ピンを抜き、ノズルを競技車両に向けて待機すること。作業終了後は直ちに安全ピンを戻すこと。
- 24-14 燃料補給後に競技車両への技術的な作業を行う場合、チームに割り当てられたピットボックス内で行わなければならない。

## 第25条 消火器

- 25-1 消火器は各チームの責任において、以下の仕様に合致した消火器を準備すること。  
(1)内容量 1本当たり  
①ABC粉末型:3kg以上 ②中性強化液型:6.0L以上 ③二酸化炭素型:4.6kg以上  
(2)準備数 1台につき1本以上 ※主催者がピット等に準備してある消火器は使用できない。
- 25-2 オフィシャルがチェックした消火器の印をレース終了前に隠匿、燃料キャップを開けながら走行する等、上記内容以外にオフィシャルが悪質な行為や危険行為と判断した場合は、大会審査委員会により罰則が科せられる場合がある。

## 第11章 競技車両修理とピット作業

### 第26条 レース中の競技車両修理

- 26-1 レース中における競技車両の修理、調整、部品交換は競技車両に積込んである部品と工具、あるいはピットに準備してある部品と工具によって行わなければならない。登録したピットクルーおよびライダーのみ行なえる。
- 26-2 フレーム本体、クランクケース本体、ギヤボックスのキャスト部分以外の故障部品は交換できる。
- 26-3 決勝レース中、転倒等により燃料タンクを破損した場合は、公式車検合格時と同仕様の純正タンクに限り交換が認められる。この場合タンクは、空の状態では装着すること。燃料タンクを交換した競技車両は車検場に破損したタンクも同時に持ち込むこと。
- 26-4 ピットに準備してある部品、工具などによる修理、調整、部品交換は、ピットインしている競技車両に対してのみ行うことができる。競技車両をピットボックス内へ入れての作業は原則として禁止されるが、事前に許可を得た場合はこの限りではない。また、ピットボックス内で作業を行う場合、人員の数に制限は設けない。
- 26-5 ピット以外の地点で停車した競技車両の修理は、安全な場所で行わなければならない。この際、競技車両のライダー以外が作業にあたることは禁止される。また競技車両に積み込んであるもの以外の部品、工具による修理、調整、部品交換は禁止される。
- 26-6 競技中の競技車両(トラック上)はいかなる場合も他から援助を受けて押し出したり走行したりしてはならない。ただし、保安目的でオフィシャルが競技車両を移動させる処置をする場合、および自己のピットを乗り越した停車区域内の競技車両をライダー、ピットクルーが押し戻す場合はこの限りではない。  
**ピットレーンではピットクルー2名までの補助を受け、押しがけまたは移動することができる。**

### 第27条 ピット作業

- 27-1 競技車両がピットインしたとき、メカニックは自己のピット前の停車区域に出て作業することができる。
- 27-2 ピット作業の場合を除き、停車区域に出て部品や工具を停車区域に置くことは禁止される。また各チームは、作業に直接携わっているメカニック以外はオフィシャルが周辺を巡視できるだけのスペースを確保しなければならない。
- 27-3 **予選中および決勝レース時コースコンディション変更に伴い、使用しているタイヤの交換が認められる。作業時は必ずエンジン停止して行うこと。電動およびエア工具の使用は禁止とする。**

## 第 28 条 ピットサイン

- 28-1 走行中のライダーに対し、サインを送ることが許される。
- 28-2 サインを送るピットクルーは 1 チーム 2 名までに限定し、プラットホームまで出てサインを送ることができる。
- 28-3 使用するサインボードの大きさは 100cm×60cm の長方形を越えるものであってはならない。  
**また、合図旗(黄旗・赤旗等)にまぎらわしいものであってはならない。**
- 28-4 サインボードを固定する際はコースに支柱やそれに準ずるものをつけてはならない。  
設置方法についてオフィシャルから指示があった場合はその指示に従うこと。

## 第 12 章 競技の中断

### 第 29 条 競技の中断

- 29-1 やむを得ない事情により、レースの続行が危険と判断された場合、競技監督は、大会審査委員会の同意を得て走行中の全競技車両をただちに停止させることができる。ただし、緊急の場合は大会審査委員会の同意なしに、停止あるいは必要な処置をすることもある。
- 29-2 全車停止の命令は、全オブザベーションポストで赤旗が振動表示され、競技の中断が合図される。
- 29-3 競技が中断された場合、ライダーは最大限に注意をもって進み、指定の競技車両保管場所(パークフェルメ)に停止しなければならない。ピットイン中の競技車両への作業はただちに停止しなければならない。  
また、中断の合図が出された時点でピットロードを走行中のライダーは、ピットインしていたものとする。
- 29-4 レースが停止された時点で、全レース時間の少なくとも 2/3 以上を走行していた場合、全レース走行されたものとみなされ、再スタートすることがない場合もある。順位はレース中、赤旗が提示された前のトップ及びピットと同じ周回を走っていた残りの競技車両が、コントロールラインを通過した週の通過順とする。
- 29-5 赤旗時の競技車両保管場所は各チームピット前の補助レーンを「赤旗時パークフェルメ」とする。  
すべての競技車両はそれが走行中であるか、修理または給油のためにピット内に入っているかにかかわらず、「赤旗時パークフェルメ」に誘導される。ただし、修理が深刻で動かすことの出来ない競技車両は例外とする。  
また、一切の作業は禁止される。赤旗時の注意事項を以下の通りとする。
- (1)パークフェルメに停止した競技車両のもとへ、1 台につき 1 名のピットクルーが出向き、スタンド等で保持する事が許されるが、オフィシャルの指示があるまで行ってはならない。また、その他の作業一切もオフィシャルの指示があるまで行うことはできない。
- (2)コントロールラインのフラッグ台(OP)及びスタートラインのフラッグ台(0.5P)のグリーンフラッグ合図により作業することができる。この際、作業は各ピット前で行うこと。同時にサイティングラップからスタート手順が開始される(5 分後にピット出口は閉鎖される)。



## 第 30 条 レース再開

- 30-1 危険な状態が解消した場合、競技監督は大会審査委員会の同意を得て、レースを再開することができる。
- 30-2 再レースのスタートもル・マン式を用いるが、天候、その他の状況により変更する場合がある。
- 30-3 レースの再開は、次の 3 つのケースに分けられる。(以下ケース A・B・C と呼ぶ)
- 【ケース A】  
トップ及びトップと同じ周回を走行していた残りの競技車両が 3 周未満の場合、当該レースは無効となり、全く新たなレースとして再開される。
- 【ケース B】  
トップ及びトップと同じ周回を走行していた残りの車両が 3 周以上 (3 周を含む) を完走し、決勝レース時間が 2/3 時間未満の場合は、第 2 レースとして行う。第 2 レースのスターティングポジションは、赤旗が提示された前のトップ及びトップと同じ周回を走っていた残りの競技車両がコントロールラインを通過した週の通過順とし、**スタートライダーは自由とする**。レース最終結果は複数のレース周回数を合算し、最大数の周回チームが優勝チームとなる。周回数が同数の場合、最終レースの結果が優先される。
- 【ケース C】  
決勝レース時間が 2/3 時間以上走行していた場合は、レースは成立したものとす。順位はレース中、赤旗が提示された前のトップ及びトップと同じ周回を走っていた残りの競技車両コントロールラインを通過した週の通過順とする。
- 30-4 サイテイングラップからスタート手順が再開され、5 分後にピット出口は閉鎖される。**
- 30-5 車両を押してグリッドに移動することは認められない。サイテイングラップに参加できないライダーはピットスタートとする。**
- 30-6 スターティンググリッドについて確認された段階で「スタート 1 分前ボード」が提示され、以降は、通常のスタート手順とする**

## 第 13 章 レース終了と順位の決定

### 第 31 条 レース終了と順位の決定

- 31-1 ゴールは決勝レース時間を経過した時点、または、当初予定されていた時刻を経過した時点で、トップの競技車両に対してチェッカーフラッグが提示される。もし、トップの競技車両が 5 分以内にフィニッシュラインを通過しない場合、暫定 2 位のライダーに対しチェッカーフラッグが提示される。
- 31-2 正式レース終了はチェッカーフラッグが振られてから、5 分後である。
- 31-3 レース結果にて順位を得るためには、下記の項目をそれぞれ満たさなければならない。
- (1)最初にチェッカーフラッグを提示された競技車両がフィニッシュラインを通過した後 5 分以内に、フィニッシュラインを通過しなければならない。
- (2)ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。
- (3)優勝チームの走行した距離の 75%以上を走行していなければならない。
- 31-4 レースの中立化(ニュートラリゼーション)中に決勝レース時間を経過した時点、または当初予定されていたレース終了時刻を迎えるときは、トップの競技車両がいるグループの先頭を走るセーフティーカーよりチェッカーフラッグが提示される。

### 第 32 条 暫定表彰式

- 32-1 レース終了後、ポードイアムにて仮表彰式を行う。対象クラス・順位は各レースの特別規則にて示される。
- 32-2 チェッカーフラッグが掲示された時点で、ピットインしていた競技車両の出走は禁止される。
- 32-3 チェッカーフラッグの掲示を受けた競技車両で、フルコースを 1 周走行することが出来ない競技車両は、T1 手前右側の U ターン路 (コース外のアスファルト部分) を通ってパドックインすることが許されるが、この場合後方に十分注意し、安全を確認した上で U ターン路に入らなければならない。

### 第 33 条 入賞車両の検査

レース終了後各クラスの 1 位～ 6 位までの競技車両は、暫定結果発表後 30 分以上保管され、必要に応じて検査される。また、この検査を拒否する事はできない。

### 第 34 条 レース結果の公表

- 34-1 レース終了後、暫定結果の公表を行う。



34-2 参加者、ライダーは公表されたレース正式結果に対して抗議することはできない。

## **第 14 章 損害の補償**

### **第 35 条 損害の補償**

- 35-1 参加者は、競技車両が競技役員によって保管されている期間を除き、競技車両およびその付属品が破損した場合、その責任を各自が負わなければならない。
- 35-2 競技会開催期間中、またはその前後に起きたライダーおよびピットクルーの損傷は自らが責任を負うものとする。

## **第 15 章 本特別規則の適用と補足**

### **第 36 条 本特別規則の解釈**

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

### **第 37 条 公式通知の発行**

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって以下の方法で示される。

- (1)参加代表者の住所に郵送される。
- (2)大会事務局、または公式掲示板(電子掲示板含む)に掲出される。
- (3)公式予選や決勝レース出走前、あるいは必要に応じて招集されるブリーフィングで指示される。
- (4)緊急の場合は場内放送およびピットモニター下部のテロップで伝達される。

### **第 38 条 本特別規則の施行**

本特別規則は鈴鹿サーキットにおける 2024 鈴鹿 4 時間耐久ロードレース<ST600>、及び 2024 JP250 4 時間耐久ロードレースに適用されるもので、各大会の参加申込受付開始と同時に有効となる。

以上

# 2024 鈴鹿 4 時間耐久ロードレース<ST600> 特別規則書

2024 年 8 月 2 日(金)-4 日(日)



## 公 示

ホンダモビリティランド株式会社は 2024 年 8 月 2 日～4 日に、三重県鈴鹿市の鈴鹿サーキットにおいて、2024 鈴鹿 4 時間耐久ロードレース<ST600>を開催する。本大会は、国際モーターサイクリズム連盟(FIM)の FIM スポーツコードに基づいた一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会 (MFJ) の国内競技規則ならびに、鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則、鈴鹿サーキット耐久レース統一特別規則、それに準拠した本競技会特別規則に従って開催される。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 競技会名称

2024 鈴鹿 4 時間耐久ロードレース<ST600>  
2024 Suzuka 4hours Endurance Race <ST600>

### 第 2 条 主催者

ホンダモビリティランド株式会社

### 第 3 条 競技会格式

準国際格式

### 第 4 条 大会役員

大会役員は公式プログラムに示す。

### 第 5 条 開催スケジュール

8 月 2 日 (金)	選手受付・特別スポーツ走行
8 月 3 日 (土)	公式車検
8 月 4 日 (日)	フリー走行・公式予選・決勝レース (4 時間)

※上記のスケジュールは暫定であり、変更される場合がある。詳細なスケジュールについては公式通知にて示す。

## 第 2 章 参加申込

### 第 6 条 開催クラス

【インター 4 hours】

登録ライダーに FIM ライセンス、MFJ 国際ライセンス保持者を含むチーム。

【ナショナル 4 hours】

登録ライダーが MFJ 国内ライセンス保持者のみのチーム。

### 第 7 条 参加条件

- 7-1 当該年度有効な MFJ ロードレースライセンス(国際・国内)もしくは FIM ライセンスを所持していること。
- 7-2 参加申込時に参加競技車両 1 台につき、2 名のライダーを登録しなければならない。
- 7-3 **2023 年、及び 2024 年 6 月 10 日までに MFJ 公認競技会、又は承認競技会に 1 回以上の出場実績があること。**  
(日本国内選手のみ対象。この場合の実績とは、公式予選において少なくとも 1 周はラップタイムを計測されていることを指す。)
- 7-4 各クラスで定められている、ライセンス区分は以下のとおりとする。  
(1)インター 4 hours : FIM ライセンス、MFJ 国際ライセンス、MFJ 国内ライセンス保持者  
(2)ナショナル 4 hours : MFJ 国内ライセンス保持者
- 7-5 **過去 3 年以内 (2021/2022/2023) に全日本ロードレース選手権の下記クラスにて、年間ポイントランキング上位 10 位以内を記録した選手は参加を認めない。**  
JSB1000 クラス、ST600 クラス

### 第 8 条 参加料・参加申込方法

- 8-1 **1 エントリー : 85,000 円 (税込)**
- 8-2 MFJ スポーツ安全保険制度はスポーツ国籍が海外の参加者は対象とならない。

- 8-3 参加申込先住所・受付期間  
 鈴鹿サーキット SMSC 事務局  
 〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL: 059-378-3405 (10:00~16:00)  
**開始：2024年6月11日(火) 締切：2024年6月25日(火)**
- 8-4 エントリー期間を過ぎての追加申込についてはレイトエントリー期間(エントリー期間終了後5日間)を設定し、事務局が認めた場合のみ受理するが、追加料金として5,500円(税込)を徴収する。
- 8-5 参加申込はモトスポ.net(WEBエントリー)より行うこと。  
**【モトスポ.net】 <https://www1.ms-event.net/szkweb/>**
- 8-6 参加申込後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。
- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| ①エントリー期間内              | 1,100円(税込) ※事務手数料が |
| ②エントリー終了～大会2週間前(日曜日)まで | 5,500円(税込)         |
| ③大会2週間前(月曜日)～大会当日まで    | 全額(全額負担)           |
- 8-7 キャンセル料は理由の如何を問わず発生する。

## 第3章 参加競技車両

### 第9条 参加競技車両

- 9-1 各クラスの参加競技車両は、一般生産型車両かつMFJが公認(過去の公認を含む)した車両で、MFJ国内競技規則 付則9 ST600 技術仕様及び、鈴鹿サーキット耐久レース統一特別規則 第2章に定められる競技車両とする。
- 9-2 使用タイヤ  
 (1)MFJ国内競技規則 付則10 ST600 技術仕様に準ずる。(ドライ・ウェットタイヤのいずれも)  
 (2)本数制限

予選	決勝
ドライタイヤ1セット	ドライタイヤ1セット ※注意事項参照

※注意事項

- 1) 決勝で使用使用するドライタイヤは、スタート前チェック時にマーキングされる。
  - 2) 外的要因等により損傷した場合は、車検長の判断を得て交換できる場合もある。
  - 3) ウェットタイヤは本数制限を設けない。
- (3)タイヤは下記のワンメイクタイヤのみ使用することができる。
- | 銘柄     | 用途   | F/R  | 名称                     | サイズ        |
|--------|------|------|------------------------|------------|
| ブリヂストン | ドライ  | フロント | BATTLAX RACING R11 NHS | 120/600R17 |
|        |      | リア   | BATTLAX RACING R11 NHS | 180/640R17 |
|        | ウェット | フロント | RACING BATTLAX W01     | 120/600R17 |
|        |      | リア   | RACING BATTLAX W01     | 190/650R17 |
- 刻印：ドライ、ウェットタイヤのサイドウォールに「NOT FOR HIGHWAY SERVICE」または「NOT FOR HIGHWAY USE」(一般行動走行不可)の記載のあるもの。
- (4)ドライタイヤを使用する場合は車検員によってマーキングされたタイヤを装着しなければならない。  
 コースコンディション変更に伴い、使用しているタイヤの交換が認められる。  
**予選中および決勝レース時のタイヤ交換はエンジンを必ず停止し、電動およびエア工具の使用は禁止とする。**
  - (5)MFJ国内競技規則付則6 4-3-3 ブリヂストン指定表示に則り、参加者は表示指定を遵守すること。

## 第4章 公式予選

### 第10条 公式予選

- 10-1 各ライダーは、公式予選において自身の所属するグループで最も速いライダーのタイムの115%以内のタイムを計測していなければならない。
- 10-2 登録ライダーのうち1名でも10-1に記載されたタイムを満たせない場合、そのチームは決勝レースに出場できない。

## 第5章 賞典

### 第11条 賞典

#### 11-1 正賞

- (1)総合賞 1位～3位 トロフィー  
(2)ナショナルアワード※1 1位～3位 トロフィー

※1 ナショナル 4hours を対象とする

※2 賞典受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、  
賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされ、大会事務局は賞典を廃棄・処分することができる。  
なお、後日送付等の対応は行わない。

#### 11-2 副賞

##### (1)順位賞金 総額 **¥850,000**

総合順位	金額
<b>1位</b>	<b>¥350,000</b>
<b>2位</b>	<b>¥200,000</b>
<b>3位</b>	<b>¥150,000</b>
4位	¥70,000
5位	¥50,000
6位	¥30,000

##### (2)特別賞金 総額 **¥150,000**

対象	金額	
ナショナル 4h 1 <sup>st</sup>	¥50,000	ナショナルアワード上位3チームに授与する
ナショナル 4h 2 <sup>nd</sup>	¥30,000	
ナショナル 4h 3 <sup>rd</sup>	¥20,000	
ポールポジション賞	¥50,000	決勝レース最上位グリッドのチームに授与する。

## 第6章 本特別規則の適用と補足

### 第12条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

### 第13条 公式通知の発行

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって以下の方法で示される。

- (1)参加代表者の住所に郵送される。
- (2)大会事務局、または公式掲示板にて掲出される。
- (3)公式予選後、あるいは公式予選や決勝レース出走前のブリーフィング、  
また、必要に応じて招集されるブリーフィングで指示される。
- (4)緊急の場合は場内放送で伝達される。

### 第14条 公式通知の掲示

公式通知・競技結果の公式掲示は、施設内公式掲示板、または参加者向け情報ダウンロードページにおいて行う。

■2024年 参加型耐久ロードレースエントラントページ

<http://apps.mobilityland.co.jp/info/download/1L0Rt4>



**第 15 条 大会事務局の連絡先**

鈴鹿サーキット レース事務局

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL:059-378-3405 (10:00~16:00)

**第 16 条 本特別規則の施行**

本特別規則は第 1 章 第 1 条に示される競技会に適用されるもので、競技会の参加申込受付開始と同時に有効となる。

以上

# 2024 JP250 4時間耐久ロードレース 特別規則書

2024年11月22日(金)-24日(日)

## 公 示

ホンダモビリティランド株式会社は 2024 年 11 月 22 日～11 月 24 日に、三重県鈴鹿市の鈴鹿サーキットにおいて、2024 JP250 4 時間耐久ロードレースを開催する。本大会は国際モーターサイクリズム連盟(FIM)の FIM スポーツコードに基づいた一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会 (MFJ) の国内競技規則ならびに、鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則、鈴鹿サーキット耐久レース統一特別規則、それに準拠した本競技会特別規則に従って開催される。

## 第 1 章 総則

### 第 1 条 競技会名称

2024 JP250 4 時間耐久ロードレース  
2024 JP250 4 hours Endurance Race

### 第 2 条 主催者

ホンダモビリティランド株式会社

### 第 3 条 競技会格式

準国際格式

### 第 4 条 大会役員

大会役員は公式プログラムに示す。

### 第 5 条 開催スケジュール

11 月 22 日 (金)	選手受付・特別スポーツ走行
11 月 23 日 (土)	公式車検
11 月 24 日 (日)	公式予選・決勝レース (4 時間)

※上記のスケジュールは暫定であり、変更される場合がある。詳細なスケジュールについては公式通知にて示す。

## 第 2 章 参加申込

### 第 6 条 開催クラス

【インター 4 hours】

登録ライダーに FIM ライセンス保持者、MFJ 国際ライセンス保持者を含むチーム。

※登録ライダーに 1 名でも MFJ 国際ライセンス保持者がいる場合、インター4hours 登録となる。

組み合わせ例:1 人目 MFJ 国際ライセンス 2 人目:MFJ 国内ライセンス → インター4hours 登録

【ナショナル 4 hours】

登録ライダーが MFJ 国内ライセンス保持者のみのチーム。

### 第 7 条 参加条件

- 7-1 鈴鹿サーキットロードレース統一特別規則 第 1 章 共通事項 第 3 条 参加条件を満たすこと。
- 7-2 参加申込時に参加競技車両 1 台につき、2 名のライダーを登録しなければならない。
- 7-3 **2023 年及び 2024 年 9 月 30 日**までに MFJ 公認競技会、または承認競技会に 1 回以上の出場実績があること。(日本国内選手のみ対象。実績とは、公式予選において少なくとも 1 周ラップタイムを計測されていることを指す)  
もしくは、**2024 年 10 月 20 日**までに鈴鹿サーキットレーシングコース(フルコース)にて 60 分以上のスポーツ走行を経験していること。
- 7-4 上記 7-3 を満たせない場合は大会組織委員会が特に認めた場合に出場できる。
- 7-5 各クラスで定められている、ライセンス区分は以下のとおりとする。  
**(1) インター 4 hours : FIM ライセンス、MFJ 国際ライセンス、MFJ 国内ライセンス保持者**  
**(2) ナショナル 4 hours : MFJ 国内ライセンス保持者(ジュニア・フレッシュマン・国内)**

## 第8条 参加料・参加申込方法

- 8-1 1 エントリー 55,000 円 (税込)  
※特別スポーツ走行料金・ピットクルー共済会費含む
- 8-2 MFJ スポーツ安全保険制度はスポーツ国籍が海外の参加者は対象とならない。
- 8-3 参加申込先住所・受付期間  
鈴鹿サーキット レース事務局  
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL:059-378-3405 (10:00~16:00)  
開始 2024年10月1日(火) 締切 2024年10月15日(火)
- 8-4 エントリー期間を過ぎての追加申込についてはレイトエントリー期間(エントリー期間終了後5日間)を設定し、事務局が認めた場合にのみ受理するが、追加料金として5,500円(税込)を徴収する。  
レイトエントリー期間を過ぎてのエントリーは如何なる理由でも一切受け付けない。
- 8-5 参加申込はモタスポ.net(WEBエントリー)より行うこと。  
【モタスポ.net】 <https://www1.ms-event.net/szkweb/>
- 8-6 参加申込後のキャンセル料に関する規定は以下の通りとする。  
①エントリー期間内 1,100円(税込) ※事務手数料  
②エントリー終了～大会2週間前(日曜日)まで 5,500円(税込)  
③大会2週間前(月曜日)～大会当日まで 全額(全額負担)
- 8-7 キャンセル料は理由の如何を問わず発生する。

## 第3章 参加競技車両

### 第9条 参加競技車両

- 9-1 各クラスの参加競技車両は、2023MFJ 国内競技規則 付則 11 JP250 技術仕様及び、鈴鹿サーキットロードレース車両規定、鈴鹿サーキット耐久レース統一特別規則 第2章に定められる競技車両とする。
- 9-2 使用タイヤ  
(1)2023MFJ 国内競技規則 付則 11 JP250 技術仕様に準ずる。(ドライ・ウェットタイヤのいずれも)  
(2)本数制限

予選	決勝
ドライタイヤ 1 セット	ドライタイヤ 1 セット ※注意事項参照

※注意事項

- 1) 決勝で使用するドライタイヤは、スタート前チェック時にマーキングされる。
  - 2) 外的要因等により損傷した場合は、車検長の判断を得て交換できる場合もある。
  - 3) ウェットタイヤは本数制限を設けない。
- (3)タイヤは MFJ が指定した下記のワンメイクタイヤのみ使用することができる。

銘柄	用途	F/R	名称	サイズ
ダンロップ	ドライ	フロント	DUNLOP SPORTMAX α-13SP	110/70R17M/C 54H
		リア	DUNLOP SPORTMAX α-13SP	140/70R17M/C 66H または 150/60R17M 66H
	ウェット	フロント	DUNLOP RACING KR189(WA)	110/70R17
		リア	DUNLOP RACING KR389(WA)	140/65R17

- (4) ドライタイヤを使用する場合は車検員によってマーキングされたタイヤを装着しなければならない。  
コースコンディション変更に伴い、使用しているタイヤの交換が認められる。  
予選中および決勝レース時のタイヤ交換はエンジンを必ず停止し、電動およびエア工具の使用は禁止とする。

## 第4章 公式予選

### 第10条 公式予選

- 10-1 予選通過基準タイムの対象は各ライダー個人のタイムとし、自身の所属するグループで最も早いライダーのタイムの115%以内のタイムを計測していなければならない。
- 10-2 登録ライダーのうち1名でも10-1に記載されたタイムを満たせない場合、そのチームは決勝レースに出場できない。

## 第5章 ピットストップの最低義務回数

### 第11条 ピットストップの最低義務回数

決勝レース中最低3回、燃料補給を伴うピットインを義務とする。  
給油量は任意とするが、必ず燃料補給作業を行うこと。

## 第6章 賞典

### 第12条 賞典

賞典は以下の通りとする。

- |                  |       |    |
|------------------|-------|----|
| (1) インター 4 hours | 1位~3位 | 正賞 |
| (2) ナショナル 4hours | 1位~3位 | 正賞 |

※賞典受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、  
賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされ、大会事務局は賞典を廃棄・処分することができる。  
なお、後日送付等の対応は行わない。

## 第7章 本特別規則の適用と補足

### 第13条 本特別規則の解釈

本特別規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈についての疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

### 第14条 公式通知の発行

本特別規則に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する指示、本特別規則発表後に生じた必要指示事項は公式通知によって以下の方法で示される。

- (1)参加代表者の住所に郵送される。
- (2)大会事務局、または公式掲示板に掲出される。
- (3)公式予選後、あるいは公式予選や決勝レース出走前のブリーフィング、  
また必要に応じて招集されるブリーフィングで指示される。
- (4)緊急の場合は場内放送で伝達される。

### 第15条 公式通知の掲示

公式通知・競技結果の公式掲示は、施設内公式掲示板、または参加者向けダウンロードページにおいて行う。

- 2024年 参加型耐久ロードレースエントラントページ  
<http://apps.mobilityland.co.jp/info/download/1L0Rt4>



### 第16条 大会事務局の連絡先

鈴鹿サーキット レース事務局  
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町 7992 TEL:059-378-3405 (10:00~16:00)

### 第17条 本特別規則の施行

本特別規則は第1章 第1条に示される競技会に適用されるもので、競技会の参加申込受付開始と同時に有効となる。

以上